

石狩市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

第1章 計画の策定にあたって

第1章では、計画策定の目的、計画の期間、位置付け、策定体制、社会背景について記載しています。

●計画策定の目的

わが国では、平成元年の1.57ショックを契機に、少子化が国政の重要課題とされ、以降、さまざまな法律の制定や施策の展開が図られてきました。

このような状況の中、国では「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などを図るため、制度改革に取り組み、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法を制定、平成27年4月から市町村を実施主体とする新たな子ども・子育て支援制度に移行することとなりました。

「石狩市子ども・子育て支援事業計画（以下、計画という）」は、これまでの一貫した取り組みを踏まえ、本市における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、次世代育成支援の基本的な考え方を踏襲し、市民や教育・保育従事者、地域、行政、企業が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

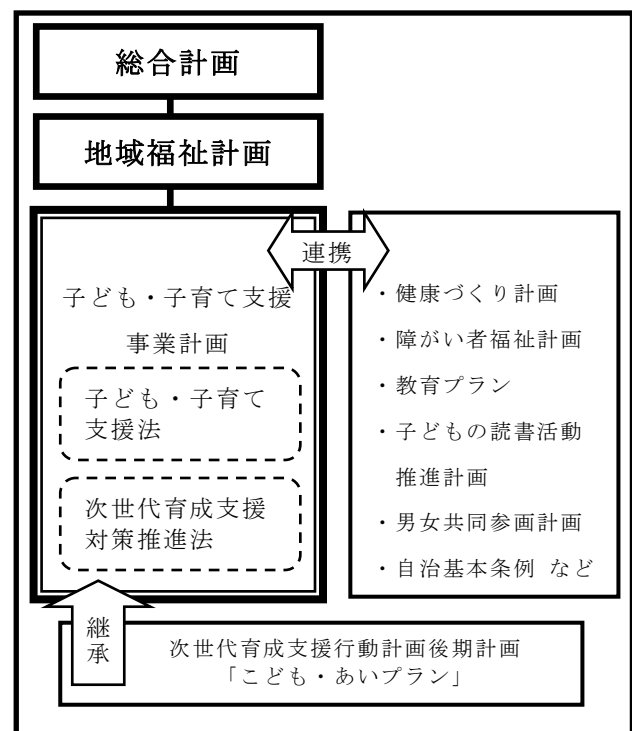
●計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

●計画の位置付け

計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本市における「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」について定めるものです。

また、これまでの次世代育成対策推進法に基づく市町村行動計画「石狩市次世代育成支援行動計画後期計画こども・あいプラン」の考え方を継承し、保健・医療・福祉・教育・まちづくりなどの分野を横断的に網羅する石狩市の子どもの総合計画として位置付けた計画となります。



●計画の策定体制

計画は、就学前児童のいる全世帯を対象とするニーズ調査、放課後児童クラブ利用児童の保護者を対象とする放課後児童クラブ利用者アンケート調査を実施することで地域ニーズの把握に努め、学識経験者や市民の代表、子どもの保護者の代表、子ども・子育て支援事業関係者などで構成される石狩市子ども・子育て会議で検討協議を行いました。

また、庁内連絡会議を開催し、保健・医療・福祉・教育・まちづくりなど分野を横断的に網羅する施策や関連計画との連携について検討しています。

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

第2章では、石狩市の子ども・子育て環境、次世代育成支援対策特定事業の進捗状況、アンケート・ヒアリング結果からみる市民ニーズについて記載しています。

●石狩市の子ども・子育て環境

＜人口・世帯環境＞

- ・少子高齢化が進んでいます。
- ・合計特殊出生率が全国値より低水準で推移しています。
- ・単独世帯の増加、三世帯世帯の減少が進んでいます。

＜教育・保育施設等の現状＞

- ・幼稚園 4 園
- ・認可保育所 8 園
- ・認定こども園 1 園
- ・へき地保育所 3 園
- ・認可外保育施設 2 園
- ・放課後児童クラブ[※] 13 カ所 14 クラブ

●次世代育成支援対策特定事業の進捗状況

石狩市次世代育成支援行動計画後期計画子ども・あいプランで取り組んできた事業について、全体的に概ね計画どおり進捗しています。

●アンケート・ヒアリング結果からみる市民ニーズ

＜就学前児童がいる全世帯 2,237 世帯を対象にしたニーズ調査結果＞

- ・就労状況は母親が 54.8%、父親が 93.5%となっています。
- ・育児休業の取得状況は母親が 19.2%、父親が 1.0%となっています。
- ・幼稚園や保育所などの利用希望は、3歳児以下の児童の希望が利用を上回っています。
- ・子どもの面倒をみてもらえる親族や知人がいない世帯が 14.1%あります。
- ・妊娠出産期の経済的支援を望む世帯が 68.2%と、金銭的な負担に不安を感じている世帯が半数以上となっています。

＜放課後児童クラブを利用している児童がいる全世帯 413 世帯を対象にしたアンケート調査結果＞

- ・小学6年生までの利用を希望している世帯が 37.9%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、計画の基底、基本理念、基本視点、基本目標について記載しています。

●計画の基底

子どもの権利条約の基本的な考え方

4つの柱「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」

●基本理念

子どもの最善の利益が保障され、子どもの自立と親育ちを、地域全体で見守り支えあうまちづくり

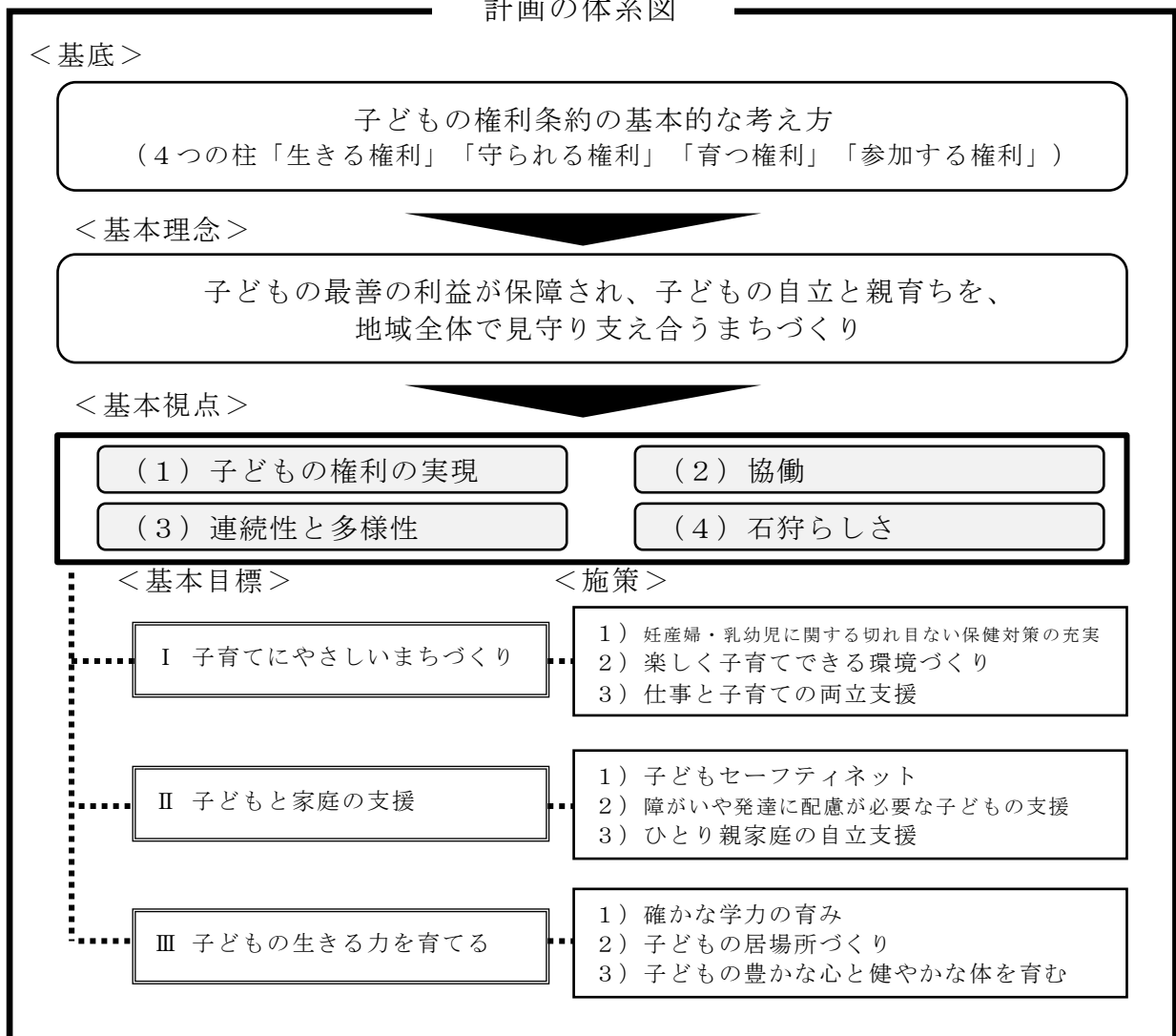
●基本視点

(1) 子どもの権利の実現 (2) 協働 (3) 連続性と多様性 (4) 石狩らしさ

●基本目標

(I) 子育てにやさしいまちづくり (II) 子どもと家庭の支援 (III) 子どもの生きる力を育てる

計画の体系図



第4章 事業量の見込みと確保方策

第4章では、教育・保育提供区域等の設定、子どもの人口の見通し、事業量見込みの算出方法、事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業、地域子ども・子育て支援事業）について記載しています。

●教育・保育提供区域等の設定

計画では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供区域を定め、区域ごとの量の見込みや確保方策、実施時期などを記載することとなっています。

本市は、市域の広さ、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮し、次のとおり設定します。

＜教育・保育の提供区域＞

旧行政区域に基づく3区域

＜地域子ども・子育て支援事業の提供区域＞

全市1区

※ただし、教育・保育の提供区域と同様の運用になる事業は、旧行政区域の基づく3区域とする

●子どもの人口の見通し

事業量見込みの算出のため、次のとおり平成26年度と計画期間の平成27年度から平成31年度の子どもの人口を推計しています。

石狩市全域						
年 齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～5歳（就学前）	2,626	2,454	2,392	2,318	2,218	2,135
6～11歳（小学生）	3,438	3,465	3,356	3,197	3,106	2,996
12～14歳（中学生）	1,707	1,741	1,734	1,794	1,820	1,786
15～17歳（高校生）	1,726	1,681	1,705	1,697	1,721	1,722
合 計	9,497	9,341	9,187	9,006	8,865	8,639

●事業量見込みと確保方策

＜教育・保育給付対象事業＞

教育・保育の提供区域および保育の必要性の認定区分（1号、2号、3号）ごとに、必要利用定員総数（量の見込み）と施設の提供体制（確保の内容）について記載しています。

＜地域子ども・子育て支援事業＞

市町村が地域の実情に応じて実施する13の事業について記載しています。

1. 利用者支援
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
7. ファミリー・サポート・センター事業
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童クラブ
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第5章 分野別施策の展開

第5章では、施策体系、重点施策、施策展開について記載しています。

●施策体系・展開

計画は、これまでの次世代育成対策推進法に基づく市町村行動計画「石狩市次世代育成支援行動計画後期計画こども・あいプラン」の考え方を継承し、保健・医療・福祉・教育・まちづくりなどの分野を横断的に網羅する石狩市の子どもの総合計画として位置付けた計画であることから、国が推進する「健やか親子21（第2次）」や石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなどで示された考え方や施策を反映した135の施策・事業について記載しています。

<基本目標>

I 子育てにやさしいまちづくり
施策・事業数 46

II 子どもと家庭の支援
施策・事業数 30

III 子どもの生きる力を育てる
施策・事業数 59

<施策>

- 1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- 2) 楽しく子育てできる環境づくり
- 3) 仕事と子育ての両立支援

- 1) 子どもセーフティネット
- 2) 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援
- 3) ひとり親家庭の自立支援

- 1) 確かな学力の育み
- 2) 子どもの居場所づくり
- 3) 子どもの豊かな心と健やかな体を育む

第6章 計画の推進

第6章では、推進体制、計画の広報・啓発、進捗管理について記載しています。

●推進体制・進捗管理

計画に記載されている各施策・事業について、毎年度PDCAサイクルによる推進を図り必要に応じて見直しを行います。

また、子ども・子育て会議において進捗状況の管理及び評価を実施し、効果的な進行管理に務めます。